

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 8 年 7 月 23 日

関東地方整備局

関東技術事務所長 山下 尚

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

1. 当該招請の主旨

本業務は、道路管理問合せ応答システム（以下「問合せ応答システム」という。）の改良を行うものである。業務の実施にあたっては、問合せ応答システムのソフトウェアのソースコードを使用可能なことが必要である。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、
4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移

行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 R 8 道路管理問合せ応答システム
改良業務

(2) 業務内容 ①計画準備
②スマートフォン画面の操作性
向上機能改良
③管理ツールの個票内容を地図
ツールで確認する機能改良
④進捗管理アイコンの自動連動
機能改良
⑤道の相談室用 DB(データベース)
機能改良
⑥報告書作成

(3) 履行期間 令和 8 年 10 月下旬～令和 9 年 3
月 25 日

3. 業務目的

本業務は、「道の相談室」に寄せられる多種多様な行政相談に関する問合せ対応を省力化するため、道路管理者等への対応依頼や対応状況の確認等を効率的かつ効果的に行うため、問合せ応答システムの改良を行うものである。

4. 参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しな

い者であること。

- ② 令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 31 日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ④ 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑦ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- （ア） 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等
同士の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこと

とされている取締役

ii 会社法第 402 条に規定する指名
委員会等設置会社の執行役

iii 会社法第 575 条第 1 項に規定す
る持分会社（合名会社、合資会社
又は合同会社をいう。）の社員
（同法第 590 条第 1 項に規定する
定款に別段の定めがある場合によ
り業務を執行しないこととされて
いる社員を除く。）

iv 組合の理事

v その他業務を執行する者であっ
て i から iv までに掲げる者に準ず
る者

（イ） 一方の会社等の役員が、他方の会
社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は
会社更生法第 67 条第 1 項の規定によ
り選任された管財人（以下単に「管
財人」という。）を現に兼ねている
場合

（ウ） 一方の会社等の管財人が、他方の
会社等の管財人を現に兼ねている場
合

（2）技術力に関する要件

① （公財）日本道路交通情報センターが
一部著作権を有する問合せ応答システム
について、本業務を履行するにあたり当
該システムの改変を要する場合は、あら
かじめ改変の内容について書面による了
解を得ること。

（3）業務執行体制に関する要件

① 業務の全部又は主たる部分を第三者に委

任し、又は請負わせてないこと。

- ② システム及びサーバにおいて、予期せぬ事態・障害が発生した場合は、夜間及び休日に関わらず、業務が行えること。
- ③ 緊急時及び障害発生時等に対応するため、監督職員と主任技術者との連絡が常に確保できる体制を維持できること。

(4) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成 28 年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において 1 件以上実績を有していること。

- ・ 同種業務：行政の施設管理に関するシステムの改良を行った業務
- ・ 類似業務：施設管理に関するシステムの改良を行った業務（同種を除く）

(5) 配置予定技術者に関する要件

① 業務経験

配置予定主任技術者は、平成 28 年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において 1 件以上の実績を有していなければならない。

- ・ 同種業務：行政の施設管理に関するシステムの改良を行った業務
- ・ 類似業務：施設管理に関するシステムの改良を行った業務（同種を除く）

② 専任性

手持ち業務量が、5 億円未満、10 件未満であること。

5. 手続等

(1) 担当部局

① 契約関係

〒270-2218 千葉県松戸市五香西 6-12-1
国土交通省 関東地方整備局 関東技術事務所 総務課 建設専門官

電話：047-389-5122

メールアドレス：ktr-85-

kangikeiri@mlit.go.jp

② 技術関係（特記仕様書等の照会先）

〒270-2218 千葉県松戸市五香西 6-12-1
国土交通省 関東地方整備局 関東技術事務所 維持管理・環境技術課 維持管理技術第二係

電話：047-389-5126

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記(1)①に申し出ること。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記(1)①に事前連絡を行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)①に電子メールにて依頼を行うこと。

② 窓口での交付期間

令和8年7月23日から令和8年8月6日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91

号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日) を除く毎日、8 時 30 分から 17 時 15 分まで(最終日は 16 時まで)とする。

- (3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和 8 年 8 月 6 日(木)16 時 00 分

提出場所：上記(1)①に同じ。

提出方法：原則として電子メールにより提出すること。

なお、押印を省略する場合は「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
5. (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限
令和 8 年 8 月 31 日(月)17 時 15 分
- (4) 令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も 5. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。